



## 国の子ども虐待対策が進展 自治体が取り組むべきことは

保護者向けの虐待防止プログラムを市として実施すべき

ここ数年虐待により子どもの命が奪われる悲惨な事件が頻発し、子ども虐待が社会的な問題として大きく取り上げられてきたことにより、虐待から子どもを守る法律である児童福祉法などが改正されることになりました。

この改正が成立することにより児童相談所などに努力義務として課せられるのが、虐待をした保護者に対する再発防止プログラムの実施です。詳細な内容はこれから検討されるものと考えられますが、医学的・心理学的指導であるとされています。

これについて、5月26日に行った勉強会のなかで、講師の聖学院大学教授の中谷茂一先生より、再発防止プログラムを発生予防にもつなげることが可能ではないかという提案がありました。

東京都が行ったアンケートでは、「子育てに悩んだことがある」と回答した保護者のうち、実に4割の保護者が、自分の子どもを「虐待しそうになったことがある」と答えています。これは、虐待というのが決して限られた困難な状況に追いやられた親のみの問題ではないことを表しています。

この点を踏まれば、子育てに悩んでいる段階で自治体が保護者の支援を適切に行うことは虐待の予防に大きな効果があるものと考えられます。発生予防は子育て支援を行う市が担うべきものです。上尾市としての取り組みを求めています。



聖学院大学の中谷教授を講師に勉強会を開催



### キーワード

#### 虐待から子どもを守る法律

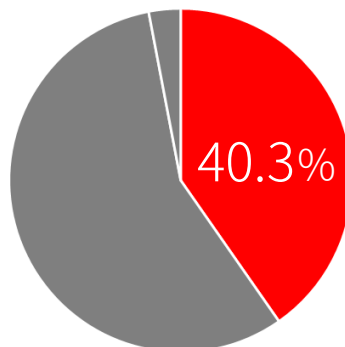
日本における、虐待から子どもを守る法律には、子どもの福祉を守る「児童福祉法」と、虐待に焦点を絞った「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」がある。児童福祉法では子ども虐待に関する通告の義務や立ち入り調査などについて、児童虐待防止法では虐待の定義などが定められている。



### データでみる

#### 虐待を「しそうになる」親

アンケートに対し「子育てに悩んだことがある」と答えた保護者のうち、「子どもを虐待しそうになったことがある」割合



子育てに悩む保護者の4割が虐待を「しそうになったことがある」と答えている。

# 子ども虐待を防ぐ法律が改正へ

2019年5月に与野党が合意し、子ども虐待の防止を強化するために、児童福祉法などが改正される見込みとなりました。今回の法改正は昨今の悲しい事件の多発を受けたもので、保護者との関係で支援のあり方が変わることがないように児童相談所で子どもの一時保護を行う職員と保護者支援を行う職員を別にしたり、転居による支援の断絶が起きないように児童相談所間の引継ぎを徹底するなど特に悲惨な事件の教訓を踏まえたものとなっています。

## 児童福祉法などの改正におけるポイント



今回の法改正では、政府案に対して国民民主党などの野党が対案を提出していましたが、対案に含まれる内容を入れる政府案の修正で合意しました。再発防止プログラムや転居の際の切れ目ない支援などはこの修正により追加された内容です。

### 児童相談所の体制強化

- 児童相談所で一時保護などの介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける
- 措置の決定などについて常に弁護士による助言・指導が受けられるよう弁護士の配置などを行う
- すべての児童相談所に医師・保健師を配置する

### 児童相談所の体制強化

- 虐待をした保護者に対して再発を防止するため医学的・心理学的指導を行うことが努力義務に
- 子どもの転居の際に情報共有を徹底し、切れ目のない支援を行う
- 学校・教育委員会・児童福祉施設等の職員は、職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならない

## 活動報告



### 2019年5月23日 雹の被害を受けた農家を視察

5月4日に降った雹の被害を受けた農家を視察し、被害の状況や今後求められる支援などについてご意見を伺いました。平方のなし農家では、ほぼすべてのなしが被害を受け、市場に出せるのは例年の1割にも満たない可能性があるとのことでした。給食での活用など市に積極的な支援を求めています。

## えびはら直矢プロフィール

昭和62年12月3生まれ。  
●上智大学法学部卒  
●首都大学東京社会人類学教室修了。  
国連 UNHCR 協会職員などを経て、大島敦衆議院議員公設第一秘書を務める。

大学在学中に市民団体を設立し、現在も子どもの放課後を考える団体や演劇教育を推進する団体の運営に携わっている。2017年上尾市議会議員に当選。国民民主党所属。  
家族：妻、長男、長女、次男